（資料12-2）

障害者雇用計算表

団体名

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第７項による**障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合**には、障害者雇用率が2.50％を超えていることを確認するため、次の障害者雇用計算表に必要事項を記入のうえ、提出してください。

障害者雇用計算表（**申請日の直前の６月１日現在の状況**を記載してください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 常用雇用労働者数（Ａ） ※短時間労働者を除く | |  | 人 |
| 短時間労働者数（Ｂ） | |  | 人 |
| **算定基礎労働者数**（Ｃ）： 【Ａ＋（Ｂ×1/2）】  （小数点以下第１位まで記載） | |  | 人 |
|  | |  |  |
| 常用の障害者 雇用数 | 重度の身体･知的障害者数 （Ｄ） |  | 人 |
| Ｄ以外の身体･知的及び精神障害者数 （Ｅ） |  | 人 |
| 短時間の障害者雇用数 | 重度の身体･知的障害者数 （Ｆ） |  | 人 |
| Ｆ以外の身体･知的及び精神障害者数※１（Ｇ） |  | 人 |
| 特定短時間の 障害者雇用数 | 重度の身体･知的及び精神障害者数（Ｈ） |  | 人 |
| **算定障害者数**（Ｉ）：【（Ｄ×２）＋Ｅ＋Ｆ＋（Ｇ＋Ｈ）×1/2）】  （小数点以下第１位まで記載） | |  | 人 |
|  | |  |  |
| **障害者雇用率** 【Ｉ/Ｃ×100】（小数点以下第３位を四捨五入） | |  | ％ |

法定雇用率を**超える**場合に加点対象となります。障害者雇用率算定の  
結果、**法定雇用率（2.50％）と同値の場合には、加点対象外**です。

【注意事項】

提出書類は返却しません。また、提出書類は本件審査にのみ使用し、その他の目的には  
使用しません。ただし、必要に応じ提出された書類について、事実確認（雇用を証明する  
書類の提出等）を求めることがありますので、ご了承ください。

【記載方法】

・（Ａ）、（Ｄ）、（Ｅ）の常用雇用労働者とは、１週間の所定労働時間が30時間以上で、１年以上継続して雇用される者（見込みを含む）。

・身体障害者は、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が１級から６級の者。このうち（Ｄ）、（Ｆ）、（Ｈ）の重度身体障害者は、身体障害者のうち１級又は２級の者。

・知的障害者は、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者と判定された者。このうち（Ｄ）、（Ｆ）、（Ｈ）の重度知的障害者は、愛の手帳（療育手帳）で程度が「Ａ」とされている者、「Ａ」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を受けている者又は障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者。

・精神障害者は、精神保健福祉手帳の交付を受けている者。

・（Ｂ）、（Ｆ）、（Ｇ）の短時間労働者は、１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満で、１年以上継続して雇用される者（見込みを含む）。

※１：対象障害者である労働者や職員の数の算定に当たっては、厚生労働省資料「精神障害者の算定特例の延長について」に基づき、精神障害者である短時間労働者や短時間勤務職員については、１人とカウントの上、（Ｅ）へ記載。

・（Ｈ）の特定短時間労働者は、１週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満で、１年以上継続して雇用される者（見込みを含む）。

【記載にあたっての留意事項】

**１　対象となる障害者**

（１）「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が１級から６級に該当する者とします。このうち「重度身体障害者」とは、このうち１級または２級とされる者です。

（２）「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第１項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第６条第１項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者をいいます。また、「重度知的障害者」とは、知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された者をいいます。具体的には、次のいずれかに該当する者となります。

ア　愛の手帳（療育手帳）で程度が「Ａ」とされている者。

イ　児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による、療育手帳の「Ａ」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を受けている者。

ウ　障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者。

（３）「精神障害者」とは、精神保健福祉手帳の交付を受けている者とします。

**２　算定基礎労働者数のカウントの考え方について**

（１）常用雇用労働者の範囲

次のとおり１年以上継続して雇用される者（見込みを含む）をいいます。ただし、１年以上継続して雇用されている者であっても、１週間の所定労働時間が20時間未満の者について　は、障害者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含めません。

ア　雇用期間の定めのない労働者

イ　一定期間（１か月、６か月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上アと同一状態にあると認められる者

ウ　日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて、事実上アと同一状態にあると認められる者

（２）短時間労働者の範囲

次の要件に該当する者をいいます

ア　１週間の所定労働時間が20 時間以上30 時間未満

　　　（**特定短時間労働者の数は含めない**こと。）

イ　１年以上継続して雇用されること（見込みを含む。）

　　※対象障害者である労働者や職員の数の算定に当たっては、厚生労働省資料「精神障害者の算定特例の延長について」に基づき、精神障害者である短時間労働者や短時間勤務職員については、１人とカウントします。

**３　算定障害者数のカウントの考え方について**

（１）常用の障害者雇用数

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用雇用労働者のうち、１週間の所定労働時間が30時間以上の者は１人につき１人分雇用しているとみなします。ただし、重度身体障害者及び重度知的障害者は、１人につき２人分雇用しているとみなします。

（２）短時間の障害者雇用数

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）は、１人につき0.5人分雇用しているとみなします。ただし、重度身体障害者及び重度知的障害者は１人につき１人分雇用しているとみなします。

　※対象障害者である労働者や職員の数の算定に当たっては、厚生労働省資料「精神障害者の算定特例の延長について」に基づき、精神障害者である短時間労働者や短時間勤務職員については、１人とカウントします。

（３）特定短時間の障害者雇用数

重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者（１週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満）は、１人につき0.5人分雇用しているとみなします。